

中小企業向けDX・AI伴走支援事業業務

仕様書

1 本業務の目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、DXによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、DXを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしている。

県内中小企業向けアンケートの結果によると、DXの取組状況について消極的な回答した企業が48%であり、「DXに取り組みたいが、何から始めればよいかわからない」という企業が多く、DX推進に向けた計画段階から支援が必要である。また、「DX動向2025」によれば、中小企業におけるAI活用はいまだに著しく低い状況となっている。

このような状況から、DXやAI活用に取り組む意欲のある県内中小企業の掘り起こしを行うとともに、希望する企業に対して専門家による伴走支援を行い、企業のDXやAI活用にかかる取組を促進し生産性向上や省力化を実現することを目的に本業務を実施する。

2 委託業務名

中小企業向けDX・AI伴走支援事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和9年3月23日（火）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 業務概要

(1) DX推進状況の調査及び分析

主に県内中小企業・小規模企業を対象にDX推進状況や課題把握するための診断（以下、「診断」とする。）を実施したうえで、各企業の状況を分析し、DXやAI活用の必要性を認識してもらうとともに、本事業や県が実施する各種DX推進事業への参加を促すこと。

診断対象企業の選定をはじめ診断に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては下記の（ア）～（ウ）に基づき実施すること。

(ア) 診断対象企業への依頼及び実施

県内企業500社以上を対象に、9月末までに実施すること。

診断にあたっては、広く県内企業から地域や企業規模・業種等を考慮して依頼することとし、依頼要件、依頼様式、依頼方法や選定基準等は県へ提案し、承認を得ること。

(イ) 診断の主な内容

以下の項目を把握できるような診断項目を県へ提案し、承認を得ること。

- ① デジタルツールやA I の導入・活用状況
- ② D X 推進体制の整備状況
- ③ 社員のデジタルスキル
- ④ 経営者層のD X への理解度

(ウ) 診断結果の分析

診断結果から県内企業の傾向や共通の課題等を分析し、県内企業のD X 推進の参考となる資料として取りまとめること。

(2) 伴走支援の実施

主に県内中小企業・小規模企業を対象に、各社の課題に応じて、対面及びオンラインでの支援やチャットツール（Slack 等）による支援を随時実施すること。

支援企業の募集をはじめフォローアップ等、支援に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては下記の（ア）～（エ）に基づき実施すること。

(ア) 支援企業の募集及び選定

広く県内から支援対象企業の募集を行い、本事業への取組意欲や企業規模・業種等を考慮し、ヒアリングを実施したうえで9月末までに支援企業を選定すること。

募集要件、応募様式、選定方法や選定基準等は県へ提案し、承認を得ること。

(イ) 伴走支援のコース

① 生成A I ・デジタルマーケティング短期支援コース

生成A I やデジタルマーケティングなどの活用に特化し、短期間での実装を希望する企業を支援する。

支援企業数：5社以上

支援期間：10月から2月末までの中で約3か月間

支援回数：対面またはオンラインにより期間中5回以上・各回1時間程度

（うち対面による支援は期間中2回以上）

② 初期・変革長期支援コース

D X の取組状況が初期段階にある企業や、現状の取組に課題があり、さらなる変革を目指す企業を支援する。

支援企業数：初期・変革合わせて10社以上

支援期間：10月から2月末まで約5か月間

支援回数：対面またはオンラインにより月2回以上・各回1時間程度
(うち対面による支援は月1回以上)

(ウ) 伴走支援の内容

- ① 支援企業への現地ヒアリングによる現状把握と課題整理。
- ② 課題解決に向けたDX等導入計画書の作成と目標の設定。
- ③ デジタルツールの導入支援や補助金活用のアドバイス。
(ツール導入等に関する費用は支援企業が負担。)
- ④ 次年度以降のDX等推進に関する計画策定支援。

(エ) 事例集の作成

支援の概要や効果、残された課題等を踏まえ、県内企業のDX推進の参考となる事例集として取りまとめること。

(3) 県が行う他の事業との連携

別紙「中小企業向けDX・AI推進関連事業における役割分担」に掲載する下記(ア)(イ)の関連事業を連携して実施すること。特に、「機運醸成セミナー」「合同成果報告会」、「チラシ作成・配布」等については、契約締結後に県が設ける協議の場へ参加し、別紙に基づき調整して事業に取り組むこと。

(ア) 機運醸成セミナーの開催

DX推進に向けた機運を醸成し、支援企業を広く募ることを目的に、県内企業に対して専門家によるDXやAI活用を進めるポイントや成功事例を紹介する内容のセミナーを、支援企業の募集期間中(おおむね8月初旬まで)にオンライン(Zoom等)で開催すること。なお、セミナーでは県が行う関連事業の概要を各受託者等が紹介する時間(40分程度)を確保すること。

(イ) 合同成果報告会の開催

支援企業の成果や課題等について、県内企業をはじめ市町や商工団体等に向け発信する合同成果報告会を、3月初旬までに現地(定員50名程度)及びオンラインでのハイブリッドで開催すること。なお、報告会の中で県が行う関連事業等の成果を各受託者等が紹介する時間等(1時間30分程度)を確保すること。

(4) 広報の実施

(ア) チラシデータ作成

支援企業募集等のため、支援内容を紹介するチラシ、機運醸成セミナー案内チラシ、合同成果報告会案内チラシの計3種のデータ(各A4カラー片面)を作成すること。

(イ) チラシ印刷・送付

印刷するチラシは、(ア)で作成した、支援内容紹介チラシと機運醸成セミナー案内チラシ(A4カラー両面)と、別紙「中小企業向けDX・AI推進関連事業における役割分担」で作成された2事業のチラシ(A4カラー両面)の2種とし、それぞれ36,000部以上印刷すること。

なお、合同成果報告会案内チラシは印刷を行わず、データを納品すること。

チラシ配布にあたっては商工団体等のチラシ配布サービスを活用することとし、県が指定する県内商工団体等（10箇所程度）に、約34,000部を別途指定する時期（6月～8月頃）に送付し、チラシデータとチラシ残部は県へ納品すること。

なお、サービスの利用により発生する業務（申込及び調整等）は受託者が行うこととし、チラシ発送費用に加えて、チラシ配布手数料（2種で計約50万円）を要することから、見積書に含めること。

（ウ）Webメディアの活用

年2回（機運醸成セミナー開催・支援企業募集時、合同成果報告会開催時）、SNS広告等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

（エ）その他

事業への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

（5）効果測定

支援企業に対して支援前の状況と支援後の効果について診断等を実施し、効果測定の結果や支援企業のDX推進に係る課題とその解決策等を取りまとめること。

（6）実施体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。

業務の実施にあたっては、県との打ち合わせや調整を十分に行い、議事録を作成し提出すること。

（7）実施計画書の提出

本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

- （1）広報チラシ（36,000部以上、納品方法は5（4）（イ）に記載のとおり）
- （2）実施報告書（実施記録、効果測定結果、事例集等を含む）
- （3）その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和9年3月23日（火）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、受託者からの請求が行われた後に支払うこととする。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみ利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 本委託業務の実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定するものとする。また、本委託業務の履行上当然必要な事項で仕様書等に定めのないものについては、県と協議のうえ実施すること。
- (4) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (6) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (7) 業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (9) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (10) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (11) 契約締結権者は、受注者が(10)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (12) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (13) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (14) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (15) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

10 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課DX推進班 担当：西村、中野

電話：059-224-2318 電子メール：sougyo@pref.mie.lg.jp

中小企業向けDX・AI推進関連事業における役割分担

- ◆ 中小企業向けDX・AIリテラシー研修事業……経営者や担当者層に対し、様々なテーマによるオンライン研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX・AIハンズオン・リスキング事業……ハンズオン型のAI研修や、企業の課題解決に向けたアプリ開発研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX・AI伴走支援事業……DXやAI活用の伴走支援を行い、取組成果を共有する成果報告会を実施

▶ **チラシ作成・配布、セミナー・報告会**は「中小企業向けDX・AI伴走支援事業」受託事業者で実施。
 ▶ 他の事業者はチラシ原稿データを提供し、報告会に参加して成果発表。

【スケジュール案】

